

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

株式会社ちきりや（旧株式会社春風堂）発行の「はるかぜカード・プリペイドカード」について

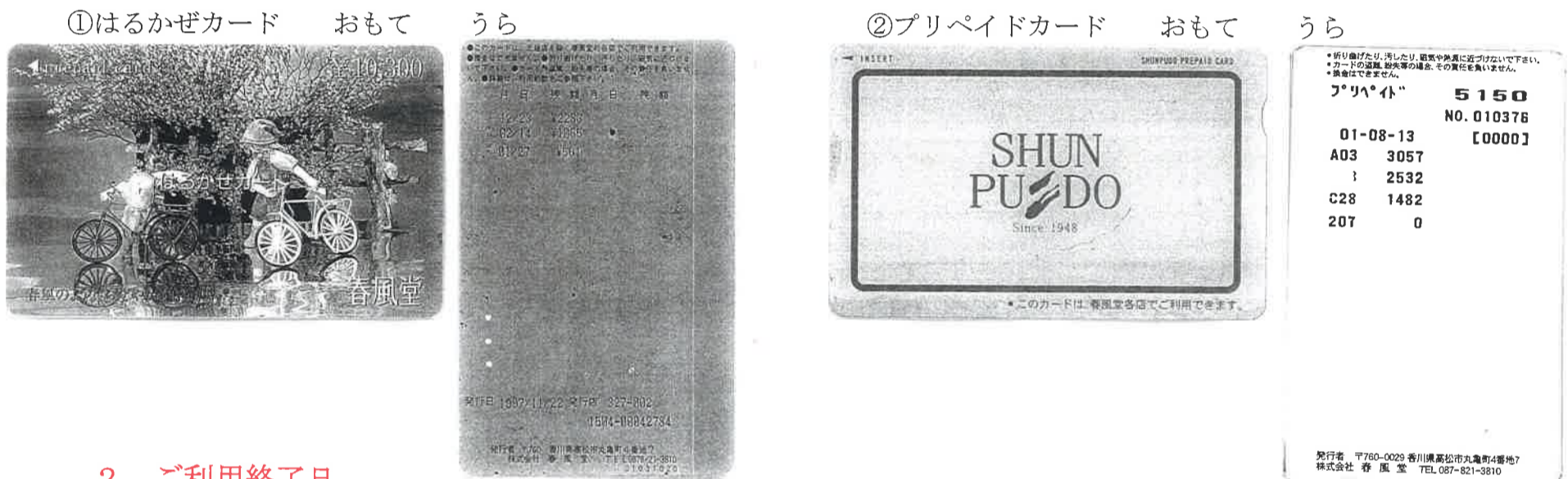
平素は、当店をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

株式会社ちきりや発行の「はるかぜカード、プリペイドカード」につきましては、平成30年1月31日（水）をもちまして利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、「はるかぜカード、プリペイドカード」の残高分について払戻しを実施させていただきます。

「はるかぜカード、プリペイドカード」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻し対象となる「はるかぜカード、プリペイドカード」について

下記掲載のとおり、①は表面に「はるかぜカード」額面3,090円、5,150円、10,300円 裏面は、発行者が「株式会社春風堂」と残高が記載されたカード。②は表面に「SHUNPUDO」、裏面は額面3,090円、5,150円、10,300円、発行者が「株式会社春風堂」と残高が記載されたカード。



2. ご利用終了日

平成30年 1月31日（水）

3. 払戻し期間

平成30年 2月 1日（木）～ 平成30年5月16日（水）

※上記払戻し期間内に申出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4. お申出方法及び払戻し方法

以下の店舗に「はるかぜカード、プリペイドカード」を持参してください。確認のうえ、その場で残高分を現金と交換致します。

*株式会社ちきりや 春風堂南新町店（香川県高松市南新町6-4 TEL 087-861-5575）

*株式会社ちきりや 春風堂工場売店（香川県高松市香川町大野1728-30 TEL 087-886-6409）

※持参できない場合

- ・ お申し出される方の住所、氏名、連絡先を 株式会社ちきりや 総務部（下記参照）まで電話にてご連絡ください。
- ・ ご連絡頂きましたら、返信用封筒と「はるかぜカード、プリペイドカード払戻し申請書」を郵送致します。払戻し申請書に必要事項をご記入いただき、返信用封筒に「はるかぜカード、プリペイドカード」を同封のうえ、株式会社ちきりや 総務部（下記参照）宛に返信してください。返信された払戻し申請書記載内容と「はるかぜカード、プリペイドカード」を確認し、指定口座へカードの残高の合計金額を振込します。（返信用の切手代、振込手数料は、当社にて負担します。）

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日当日（平成30年 5月16日（水））消印のものまでが有効となります。

- ・ 明記された個人情報、本件払戻し事項以外には使用いたしません。

5. 連絡先・送付先・お問い合わせ先

株式会社ちきりや 総務部 〒760-0029 香川県高松市丸亀町4-7

Tel 087-821-3889 Fax 087-823-1807

※受付・照会時間は、午前10時00分から午後5時00分まで（土、日、祝日は除く）